さいたま市市税等徴収金収納業務委託仕様書

１　業務の目的

さいたま市の市税、個人の県民税、森林環境税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の徴収金の収納業務について、迅速かつ正確に処理し、市民等からの本市の税務行政への信頼を確保することを目的とする。

２　業務概要

⑴　業務の名称

さいたま市市税等徴収金収納業務

⑵　業務の履行場所

さいたま市大宮区吉敷町１-124-１外

⑶　業務の履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

⑷　業務の内容

ア　税システムを使用した市税等徴収金の消込（収入整理）処理

イ　税システムを使用した市税等過誤納金の還付・充当・振替処理

ウ　市税等過誤納金還付（充当等）通知書等の作成、引抜、印刷、封入封緘、差替え及び発送

エ　市税等口座データベースの作成、加工及びメンテナンス

オ　市税等口座振替の登録業務

カ　市税等還付口座の登録業務

キ　その他、これらに付随する業務及び書類整理等

各業務の業務量の見込みは、別紙「業務量見込一覧」のとおりとする。

⑸　業務の詳細手順

各業務の詳細手順は、「業務説明書」として委託者から受託者に例示する。受託者は、「業務説明書」をもとに、業務の詳細手順を定めるものとする。

３　従事者

⑴　従事者に求められる資質

ア　本業務に従事する者は、基本的なパソコンの操作（Wordによる文書の作成、Excelによる表の作

成等）が行えること。

イ　２⑷エで定める「市税等口座データベースの作成、加工及びメンテナンス」

の担当者は、Accessに精通し、VBAを用いたマクロの作成等が行えること。

⑵　従事者の人員配置

受託者は、本仕様書に定める業務を適切に遂行できる十分な人員を常に配置しなければならない。

⑶　管理監督者

従事者のうち１名を管理監督者として指名し、委託者に報告しなければならない。管理監督者は、本仕様書で定める業務のほか、本業務の管理、運営及び従事者の指揮監督、育成を行う。

⑷　従事者名簿

ア　受託者は、業務に従事する者の名簿を作成し、従事者名簿として委託者に提出しなければならな

い。

イ　従事者名簿は業務を開始する３週間前までに提出するものとする。ただし、３週間前までに提出

することが困難な場合は、委託者と協議の上、業務を開始する前日までに提出しなければならない。

４　業務日程

⑴　業務の従事日

ア　原則としてさいたま市職員の就業時間の範囲内（休日を除く月曜日から金曜日の午前８時30分か

ら午後５時15分）とする。

イ　アで定める時間外に業務を行う場合は、委託者の承認を要する。

ウ　受託者は、業務の実施日時を策定し、委託者に報告しなければならない。

⑵　休日

さいたまの市休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日及び同月３日並びに12月29日から同月31日までの日）

５　物品等の負担

⑴　業務に必要な以下の物品等は委託者が負担する。

　ア　事務机　　　　　　　　　　　　　８台

　イ　椅子　　　　　　　　　　　　　　８脚

　ウ　業務用パソコン及び周辺機器　　　８台

エ　業務に必要な電気使用料

オ　プリンター（インク・トナーを含む）、コピー機（コピー用紙を含む）

⑵　業務に必要な以下の物品等は受託者が負担する。

ア　文房具等の軽微な消耗品

イ　その他、業務を行うにあたり委託者が負担することが適切でないもの

６　機密保持

⑴　秘密保持及び個人情報の保護

ア　受託者は、委託者の定める「情報セキュリティ特記事項」を順守しなければならない。

イ　受託者は、業務上知り得た市及び市民等の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、

契約の解除後及び契約期間の満了後も同様とする。

ウ　受託者は、本業務を履行するために用いた資料及び業務の結果等について、第三者に転写、閲覧及び貸し出しをしてはならない。

⑵　誓約書

従事者は、⑴で定める事項を十分に理解し、順守することの誓約書に署名し、業務に従事する日までに委託者に提出しなければならない。

７　報告等

⑴　受託者は、本業務委託契約の締結後１ヶ月以内に業務の実施計画書を委託者に提出しなければならない。

⑵　受託者は、月次の業務の実施状況について、翌月10日（10日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日）までに報告書を委託者に提出しなればならない。報告事項については、業務の開始前までに委託者と受託者が協議して定める。

⑶　委託者は、前項の完了報告書を受理したときは、受領日を含む10日以内に検査を行う。

⑷　受託者が、前項の検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料（契約時に定めた月額の分割払い）の支払いを請求するものとする。委託者は、支払い請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

８　その他

　⑴　受託者は、本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するとともに、本仕様書、さいたま市契約規則、さいたま市業務委託契約基準約款及び別記情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

⑵　受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令を十分に遵守するとともに、支障のないよう研修等事前準備に万全を期さなければならない。

⑶　受託者は、履行期間満了後、次年度以降に契約を締結しない場合は、次年度の受託者と協力して円滑な業務引継ぎを行わなければならない。

⑷　この仕様書及び契約書に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。